

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和4年度）

登 記 所 名	所有者等の探索の対象となる地域
奈良地方法務局 (本局)	奈良市富雄北三丁目
〃	奈良市三松三丁目
〃	山辺郡山添村大字鶴山
奈良地方法務局 葛城支局	北葛城郡上牧町大字上牧
〃	御所市大字三室
奈良地方法務局 桜井支局	宇陀市榛原篠楽元極楽寺
〃	宇陀市榛原篠楽元篠野
〃	宇陀市室生下田口
〃	宇陀市室生田口元角川
奈良地方法務局 五條支局	五條市黒駒町
〃	五條市中町
〃	吉野郡川上村大字伯母谷
〃	吉野郡川上村大字入之波
奈良地方法務局 橿原出張所	橿原市観音寺町
〃	高市郡高取町大字清水谷
〃	磯城郡三宅町大字石見
〃	磯城郡三宅町大字伴堂

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和5年度）

登記所名	所有者等の探索の対象となる地域
奈良地方法務局 （本局）	天理市山田町
奈良地方法務局 桜井支局	宇陀市榛原檜牧
〃	宇陀市菟田野平井元上
〃	宇陀市室生上笠間
奈良地方法務局 五條支局	吉野郡川上村大字下多古
〃	吉野郡十津川村大字上野地